

## 未承認動物用医薬品について

医薬品的な効能・効果を広告、販売・授与する行為は  
法律で禁止されています！



摘発事例（R1.10.29付 日本経済新聞より抜粋）



先日、横浜市の健康食品販売会社社長が、動物用サプリメントを「犬や猫のがんに効く」「がんの予防に効果」など同社のホームページで医薬品のように宣伝し、がんになった犬の飼い主3人にサプリメントを販売したとして、医薬品医療機器等法（薬機法）違反の容疑で逮捕されました。

## 未承認動物用医薬品の広告について

- 医薬品成分を含まない動物用サプリメント等は、医薬品と違い、病気の治療・予防を目的とするものではありません。
- 一方で、サプリメントであっても、医薬品的な効能・効果（病気の治療や予防に役立つこと）を標ぼうした場合は未承認の動物用医薬品と判断されます。
- 未承認の動物用医薬品について、医薬品的な効能・効果を広告した場合は薬機法第68条に、販売・授与した場合は薬機法第55条に抵触します。

### 罰 則

- 第68条または第55条第1項違反 → **2年以下の懲役、200万円以下の罰金**  
第55条第2項違反 → **3年以下の懲役、300万円以下の罰金**



近年、動物病院のホームページ（HP）等においても、医薬品的な効能・効果を標ぼうして動物用製品を紹介する事例が確認されております。

HP、ブログ、SNS、チラシ、メールマガジン等であっても、未承認の動物用医薬品について医薬品的な効能・効果を広告する行為や、販売・授与する行為は、薬機法で禁止されています。



法令遵守の徹底について、改めてよろしくお願い申し上げます。

